

大阪市選挙管理委員会告示第22号

令和8年2月8日執行の大阪市長選挙に係る選挙の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定した。

令和8年3月16日

大阪市選挙管理委員会

委員長 床田 正勝

決 定 書

異議申出人 大阪府中央区東心斎橋1丁目2番1-2803号

安達 真

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和8年2月13日付けで提起された同年同月8日執行の大阪市長選挙（以下「本件選挙」という。）に係る選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

第1 申出の要旨

申出人は、当委員会に対し、本件選挙の効力を無効とする旨の決定を求め、本件異議申出を行ったものである。

その理由とするところは、概ね次のとおりである。

- (1) 開票作業の記録、公開が市民に全く公表されていない。
- (2) 討論会に呼ばれておらず、メディアも公平性に欠ける。
- (3) 期日前投票におけるなりますし投票が可能である。

第2 決定の理由

1 本件異議申出の要件

当委員会は、本件異議申出の要件について、申出人の異議申出資格の調査を踏まえ、適法なもの認められたので、これを受理し、慎重に審理した。

2 当委員会の判断

(1) およそ、選挙の効力に関する争訟において公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項の規定に基づき、その選挙が無効とされるのは、「選挙の規定に違反して」選挙が行われ、かつ、その規定違反によって「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られるものである。

この「選挙の規定に違反すること」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公選法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。

もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事情を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではないと解されている（昭和27年12月4日最高裁判所第一小法廷判決、昭和30年8月9日最高裁判所第三小法廷判決、昭和61年2月18日最高裁判所第三小法廷判決）。

なお、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、当該選挙の管理執行の手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうと解されている（昭和29年9月24日最高裁判所第二小法廷判決）。

そこで、選挙の規定に違反して選挙が行われたか否かについて、以下、申出人の主張を検討する。

(2) 申出人は、開票作業の記録、公開が市民に全く公表されていないこと、討論会に呼ばれておらず、メディアも公平性に欠けること、期日前投票におけるなりますし投票が可能であることを理由として、本件選挙が無効である旨、主張する。

まず、開票事務の公開についてであるが、公選法は、開票事務の公正を期する観点から開票所の事務を公開するために、第69条で開票の参観を定めている。この点、本市の各開票所では、参観の求めがあれば、人員の制限の範囲内で応じている。

次に、討論会及び選挙報道についてであるが、選挙の効力における争訟において選挙が無効とされるのは、上記のとおり公選法第205条第1項の規定によるところ、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反した場合であり、討論会の主催者や報道機関はいずれも選挙管理の任にある機関にはあたらず、選挙の規定に違反するとはいえない。

最後に、投票所における本人確認についてであるが、公選法は、第44条で、選挙人は、選挙人名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができないと定めているが、投票所で選挙人に対して本人確認書類の提示を求めることについては義務付けられていない。本市では、本人確認書類の提示を義務化すると、投票所での手續が複雑になり、投票に時間がかかる可能性があり、多数の有権者が訪れる投票所において、混雑や待ち時間の増加につながるといった選挙の円滑な実施の観点、また、選挙権は国民の基本的な権利であり、できるだけ多くの人々が投票しやすい環境を整えることが重要とされており、本人確認書類を持っていない人が投票できなくなることを避けるといった投票権利の保障の観点などから、本人確認書類の提示を義務付けていない。ただし、総務省通知（令和8年1月19日 総行管第46号）に沿って不正防止のため本人確認は行っており、投票所においては、投票案内状の持参者には、案内状には記載されていない情報である誕生日を確認し、不持参者には、住所・氏名・生年

月日を確認している。また、期日前投票所・滞在地における不在者投票においては、すべての方に宣誓書の記載を求め、住所・氏名・生年月日を確認している。以上の手法で本人確認を行うとともに、不審な点があるなど不正が疑われる場合には、投票案内状を持参していても本人確認書類の提示などを求めることとしている。また、投票案内状を譲渡し、他人になりすまして投票することは詐偽投票罪に当たり、公選法上処罰の対象となっている。そのため、投票所入口付近に注意喚起文を掲示するよう各区選挙管理委員会に指示するなど、違法行為の防止策を講じている。

以上のとおり、申出人の主張はいずれも失当であって、本件選挙につき公選法第205条第1項の無効事由は認められない。

よって、当委員会は、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和8年3月10日

大阪市選挙管理委員会
委員長 床田 正勝

公選法第202条第2項の規定により、この決定に不服のあるときは、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日の翌日から起算して21日以内に、文書で大阪府選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

（行政委員会事務局選挙部選挙課）